広報しうら

発行所　市浦村役場
編集　広報係
責任者　佐藤勝一
印刷所　五所川原市　小野印刷株式会社

第十一回定例村議會終る
追加予算　二百七十一万円

第十一回定例村議会は去る十二月二十七日、三十日、一月七日開かれ、議案、報告併せて十一件を慎重に審議され一月七日閉会した。主なる案件のあらましは、次の通りである。

◇専決処分報告の内容

㈠春日内地区内の松立木を間伐し、二四石〇七を単価百石当十二万円で、十三湖岸堤塘復旧工事梯子土台用材として、請負者木村慶蔵に売払処分したものである。

㈡露草放牧場内の杉（約一、〇〇〇本、約一五〇石）ひば（約四〇本）を一般競争入札によって売払処分（売払価格二五万七千円で奈良倉吉落札）したものである。

㈢昭和三十二年度市浦村歳入歳出追加更正予算　教育費の内で準要保護児童生徒教科書費補助を二二、五四六円追加し、産業経済費の中の農山漁村建設総合施設補助交付金を一、四三八、〇〇〇円を追加したもの。

◇昭和三十二年度市浦村歳入歳出追加予算　土木費中干拓堤防補強事業費一一二万二千円、社会及労働施設を三万円、脇元漁協工事補助一〇万円を追加したもの。

◇昭和三十二年度国民健康保険特別会計歳入歳出追加更正予算　事業勘定四八万六千円、十三診療所勘定十四万四千円を追加し、相内診療所勘定を五万二千円減じたもの

◇十三湖干拓堤防補強事業施行について　海岸の維持確保を目的として今後海岸法が制定され、県下で市浦地区のみ最初に適用されることになり、相内川の保護強化が眼目で延長七〇〇米のうち本年度は一四〇米を事業費百十二万二千円（内訳補助金六九万三千円一般歳入四二万九千円）をもって補強事業を施行するものである。

◇相内―十三道橋梁工事施行について　相内―十三道の木橋（七米）が使用に堪えないので、工費十二万円を以て三十二年度中に架橋を実施するものである。

◇国民健康保険運営協議会委員選任について　被保険者代表の委員一名欠員のため、前任者の残任期間高田寅之助氏を議決を経て選任した。

◇相内財産区有立木処分について　新農山漁村振興計画の昭和三十二年度特別助成事業（追込畜舎）に対し、素材（松立木約六十石、杉立木約三十石）を支給し、脇元中学校屋内体操場新築工事用長材として松立木約五十石を払下するものである。

◇村有地確認方調査の件　本件は閉会中も継続審議として、目下特別調査委員会に於て、調査中につき省略する。

◇一部事務組合加入について　村税滞納を整理するため青森県市町村税滞納整理組合に加入するものである。

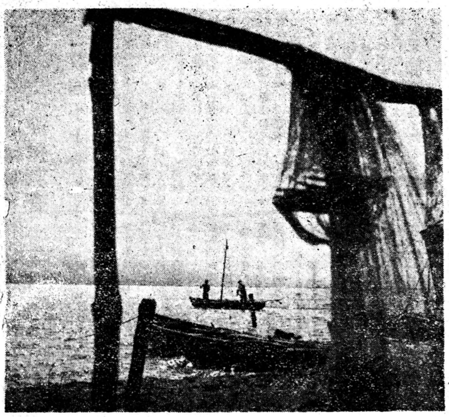

春を迎えた十三湖

県で自治功労者を表彰

地方自治法施行十周年記念に、県で地方自治に功労のあったもの百十名を表彰することになり、一月二十七日午前十一時半から自治会館で表彰状及び記念品の伝達式が行われた。今回表彰された本村関係者は次の通りである。

△勤続二十年以上の市町村議会議員
葛西　敬治
浜田和三郎
安保善次郎
加福　善蔵
中井　正一
櫛引　長一

村税徴収に積極策
悪質な者には差押えを断行
青森県市町村税滞納整理組合に加入

村では合併後の莫大な建設事業を行うために昭和三十年から三年越しに税徴収に努めて、村民の希望を入れて誓約書による分納計画書まで提出させて納入の機会を与えて来ましたが、その後一向に納入されず悪質な一部滞納者のために正直な納税者までが馬鹿を見る様な事態になっては困ると考え去る一月七日の定例村議会に提案し、万場一致で青森県市町村税滞納整理組合（地方自治法にいう一部事務組合）に加入することになりました。

新村建設審議会発足

三村合併と同時に計画された新村建設が、庁舎、学校、道路、等の施設の整備計画のみに止まることなく、村の財政、実情等に応じて総合開発的考慮をなし、どうすれば、住民所得水準及び生活条件を向上し、経済発展を図ることができるかということを目標として、効果的に実施されるように調整するために新村建設計画を適切に調整するために新村建設審議会を設置し一月一日附で委員を次の通り発令し一月二十九日組織会が開かれ愈々発足することになった。

会長　柏谷　秀一
会長職務代理者　佐藤　清治
総務部部長　櫛引　長一
三和仁市郎　安保善次郎
下山　義実　相坂　鎌刀
秋田谷久助　中井　正一
葛西　鋭美　小寺　徳蔵
木村清左衛門
水産部部長　櫛引　覚蔵
小寺市五郎　坂井健三郎
山田　佐吉　浜田和三郎
奈良豊次郎　山田宇之八
農林部部長　葛西　敬治
葛西　重一　藤田弥男造
佐藤　重正　奈良竹四郎
加福　善蔵　村元　正恒
奈良兼五郎　三和　久
三和　清吾

五世帯に貸付決定
32年度世帯更生医療資金
医療費貸付の締切は毎月五日

本村地域社会福祉協議会経由提出された昭和三十二年度「第一回世帯更生資金及び医療費貸付資金」申込は総額十六万円に決定され、決定された申込者に渡された。この第一回の貸付に際しての本村の申込件数は、世帯更生七件（二七万円）医療費は三件（一〇万円）であった。

なお決定された内訳は次の通り。
世帯更正資金　四件　一四万円
医療資金　一件　二万円

第二回目の貸付申込締切は更生資金は二月十日、医療資金はこれから毎月五日ですから御利用下さい。

■貸付対象者
この資金の貸付を受けることができる者は、低所得者であって夫々次の各号に該当する。

一、世帯更生資金
㈠低所得のため、僅少な出費等によって生活を脅かされるおそれのある生活困難者。
㈡自立更生に必要な資金の融資を他から受けることが困難な者。
㈢資金貸付と必要な援助指導を与えることによって、被保護階層への転落を防止し、自立更生の実効をあげ得ると認められる者。

二、医療資金
㈠傷いを受け、又は疾病にかかって六月以内に治癒すると認められる者。
㈡傷い又は疾病を治療している期間中の収入状況では、医療費の支払が不可能であると認められる者。
㈢この資金より貸付を受けた額を五年以内に返済し得ると認められる者。

■貸付限度
五万円以内
（利子年三分）

■償還方法
年賦、半年賦、又は月賦により元金均等償還（五年以内）

小泊大火罹災者に義捐金をおくる
三万四千七百五十五円

昨年十一月十六日出火した小泊大火の罹災者に、本村から義捐金三万四千七百五十五円と米、衣類等がおくられた。内訳は次のとおりである。

市浦村
相内婦人会取扱分
一金　一〇、〇〇〇円
脇元（脇元、磯松）婦人会取扱分
㈠金八、八四五円
㈡白米　六斗二升八合
㈢するめ　三四七枚
㈣衣類　四一点
㈤醤油　一升
㈥瀬戸物類　一五枚
㈦馬鈴著　六貫
㈧さゝげ　二升
十三婦人会取扱分
㈠金六、〇〇〇円
㈡タオル　二本
太田まんまる会取扱分
一、九一〇円
赤十字市浦村奉仕団扱分
㈠馬鈴著　八俵

市浦村社会福祉協議会発足

村では社会福祉活動として民生委員協議会、遺族会、共同募金会等多くの団体がそれぞれ独自の機能を果し乍ら活動しているが、これを総合的に調整させ、もつと社会福祉を強くおこなつてしあわせを求める多くの人々の要求に少しづつでも応えようと、こんど村では各団体の代表者をもって、社会福祉協議会をつくり、去る十一月二十四日村役場会議室でその組織会を行った。

なお組織会で決定された役員は次のとおりである。

会長　村長　佐藤蔵太郎
副会長　議長　柏谷　秀一
役員
小笠原雄三　浜田　男茶
成田長九郎　秋田谷武雄
佐藤辰三郎　斉藤　敏勝
小寺　徳蔵　鳴海金次郎
三上　徳司　鳥津　ミサ
梶浦　かつ　高橋　ふみ
小寺　武　斉藤　士郎
竹谷嘉太郎　安田　源蔵
三上　捨三　佐々木要一
三和仁市郎　浜田和三郎
櫛引　長一　藤田弥男造
岡本米太郎

引揚者国庫債券
擔保貸付ができる

引揚者等の生業援護を図るため、昭和三十二年度以降五年間毎年二十億円を、引揚者等に交付される国債を担保として、生業資金の貸付を実施することになりました。

一、貸付する機関
国民金融公庫から昭和三十二年度から五年間概ね二十億円、計百億円を融資する予定。

二、貸付の対象
引揚者国庫債券を受領した引揚者及び遺族。

三、貸付適格者
(1)貸付の順位は引揚者のうちなるべく、生活困窮者を優先し、そのうちでも高令者については、特に配意する。
(2)遺族については、例えば母子家庭等のようにその必要度の高いものに限る。
(3)貸付適格者の内定は貸付の衡平を期する等、のため月一回行うものとする。
(4)貸付内定は国民金融公庫の責任において、実施する建前であるが、特別の場合を除き、県の内定に基き行うよう、国民金融公庫とも打合済である。
(5)毎月十八日に申請書を提出すること。

基本選挙人名簿確定人員　3.020人

昭和三十二年九月十五日現在で調製し、同年十二月二十日で確定した、基本選挙人名簿、海区選挙人名簿登載人員は次の通りであります。

○基本選挙人名簿
第一投票区（相内、桂川）　一、〇〇二人
第二投票区（太田）　二九八人
第三投票区（脇元、磯松）　九五二人
第四投票区　七六八人

○海区選挙人名簿
十三投票区　三二二人　法人一
脇元投票区　六〇五人　法人一

人事異動

一月一日付をもって次のとおり人事異動が行われた。（ ）内は旧職

総務係主任（十三支所長代理）　安田　源蔵
産業経済係主任（税務係主任）　三和　房美
税務係主任（脇元支所長代理）　竹谷嘉太郎
十三支所長（総務係主任）　野村　武利
脇元支所長（産業経済係主任）　小山　松造
庶務兼教委事務（庶務）　佐藤　勝一
庶務兼統計（統計）　飯島　直
相内診療所事務（庶務兼教委書記）　三和　貞三

農事メモ

本年も豊作を期するための準備の一つとして、地力低下を防ぐために推肥を生産することです。

推肥は毎年反当り二百貫から三百貫の施肥が必要とされていますから、野草でも何んでも、材料になるものは集めて推肥に積込むことが大切です。又家畜を飼育していますと、肥料分の多い良質の推廐肥が自然に増産されます。馬と牛は年間敷藁五百貫で腐植廐肥二千貫から三千貫、豚は敷藁百五十貫で、七百五十貫から一千貫、緬羊は敷藁五十貫で百五十貫から二百貫の廐肥を生産することができます。

良質な推廐肥を生産するため、充分水をかけ、春までに二ー三回切返しをしてください。

お願い

最近印鑑証明の下付を代理人をもって受ける方が多くなりましたが、この場合は委任状の提出がなければ交付致しませんから、必ず委任状を持参するよう御注意下さい。

県水試の漁村調査

設備不十分な十三港

青森県は三面海に囲まれ、三十一年度の漁業生産高は二十二万五千トン、その漁獲金額は約六十億円となつています。これを全国の水準と比べると漁獲量において、第三位、漁獲金額では第六位であります。

本村の漁港は、このように比較的水産資源に恵まれている青森県西海岸に、立地しているにかゝわらず、漁家の年間所得は、著しく低く、而も漁民は漁業のみでは生計が困難であるために農業や他産業などの季節的就労によつて辛うじて、生計を維持している現状で、これが根本的対策が望まれていますので、漁家の皆さんに経営の参考として戴くために、過般鰺ヶ沢町県水試が水産庁日本海水産研究所に報告した「日本海対馬暖流域の漁村調査」のあらましをおしらせします。

この調査は長い間漁民が、日本海漁場を利用し乍ら、その実態をつかもうとせず経験によつてきたのを、初めて体系的にまとめ、科学的基礎に立つて営むことを可能にしたものとして注目され、とくに「漁村の診断対策について」は今後の本村の十三、脇元漁港の方向を教示する貴重なものであります。大要は次の通りであります。

「西海岸漁場は、採貝、採藻の場合、水際から七百米前後、イワシ流網は五千米から、中型機船底引網は鰺ヶ沢沖四マイル、権現崎沖八マイル附近だが、これまで七月末で終つたと考えられていたイワシは十月頃までとれることがわかつたほか、サバ、アジの漁場は小泊から大間越の間でも発見された。しかし、漁船は三トン未満の動力船と無動力船が全漁船の九二%で漁場は近いが、悪天候の場合は仕事ができない状態であり、漁業は中型機船底曳網、底刺網、流網は元縄、一本釣が行なわれているが、サバの大資源をどうするかの漁法研究の意欲に欠けている。十三、小泊、鰺ヶ沢、深浦の四漁港は百%使用することができず、青森港まで給油のため回港するなどの欠点がある。それに消費地から遠いため、漁価をたたかれているが、冷凍、冷蔵の設備が不足し、加工施設もほとんどみられない」同報告書では、これらのことから、十三漁港(脇元漁港についてはふれていない)には次の対策が必要だと結論している。

△十三。立地条件はよいが漁民経済が貧困のため、漁船建造が遅れ、漁港が十分利用されていない。冷蔵設備が不十分であるため、十三湖から多くのシジミ貝を生産しても手のつけようがない。早い機会にシジミ貝等の加工所を設置し、共同作業により、ツクダ煮の加工を促進、製品の販路を拡張する。動力機船の普及をはかることと。

長生は食べ物から

七十才以上の老人は欧米では人口の五、六%いるが我国では三、七%しかない。ところが日本でも高知、徳島、鳥取の各県では四%から村によっては八%もいることがわかつた。これは食物にも関係があり、米を大食したり、偏食したりしない。野菜や大豆を沢山たべる地方に長生する人が多いと言われている。本村では三%いるが部落別の内訳は次のようになつている。

年令	相内	脇元	十三
七〇才	8	13	4
七一才	7	7	5
七二才	9	5	6
七三才	8	5	2
七四才	2	8	4
七五才	5	6	5
七六才	2	7	2
七七才	4	5	5
七八才	5	2	3
七九才	2	3	4
八〇才	2	5	0
八一才	4	2	0
八二才	1	2	2
八三才	2	1	3
八四才	1	0	1
八五才	0	0	0
八六才	2	0	1
八七才	0	1	0
八八才	0	0	2
八九才	0	2	0
計	54	74	49

税務相談室

問　税の滞納額はどの位あるか

◇一般村税は五百万円、国保税は約百五十万円ある。

問　時々役場職員が税整理に出ているがその徴収成績はどうなのか

◇市浦村発足以来税収の向上に重点をおき随時税徴収のため毎戸を訪問して居りますが、村民の税に対する考え方も変り年々徴税率が向上してきて居り最近では年間税賦課額の約八割(木材引取税を含み約四百円)程度は徴収している。

問　徴税率が向上しつゝあるのになぜ滞納整理組合に加入したのか

◇市浦村が発足当時約四百万円に及ぶ滞納があつたのですが、市浦村建設にはこの税整理を行わなければ完全な運営が出来ないわけで先づ職員によつて納税思想の啓発を行い整理を行う方針のもとに今まで努力して来たのですが、村民の納税意欲は年々向上しつゝあるとはいうものの発足当時の滞納を解消するまでに至らずかといつて建設の速度をゆるめることは村民の幸福の上からも絶対に許されぬことであり可急的速かに滞納を一掃しなければならない段階に立至つたので思いきつて整理組合に加入、滞納の一掃に努力することに致しました。然しこの組合に徴収を依頼するのはあくまで滞納分で(赤切符の分)現年度分(白切符の分)は今迄通り職員により整理を行う方針である。

問　この組合とは一体どんな団体なのか

◇この組合は県下で税の滞納で困つている町村や税収の低い町村等が、共同して税徴収を行うと一部事務組合(地方自治法による特別地方公共団体)で、各々の町村議会の議決に基づき、町村長の税徴収の権限を、組合の整理員に全部委任することとなり組合の整理品は税徴収に対しての町村長の権限の行使が単独で出来ることになります。もちろん財産の差押えが出来ます。

問　この組合に入れば徴税額の半分も経費として取られ実際村に残るのは幾らもないとの話もあるが

◇そんなことは全くない。この組合で徴税額の三%と一件当り(切符一枚当り)十円は整理員の費用として差引かれるがその他の経費は負担しなくてもよい仕組になつて居りますが、只組合本部の事務費として加入町村均等割額の負担が若干あるが、今年の例によればこの均等割額は一万円でよかつたとの事で、組合議会ではこの諸経費を五%以内に止める事を取り決めているので、お話しの様な事は絶対ありません。

問　この組合の取立ては差押え等が行われるのか

◇今までは個人の人格を尊重してなるべく強硬手段をさけあくまで納得の上で徴収するのを立前にしている金がありながら税に応じない悪質な者には差押えをどしどし強行し、それに少しでも妨害すれば公務執行妨害で告訴等は遠慮なくやつている様です。

問　正月をひかへ差押えをやるのはあまりにも冷酷ではないか

◇滞納者に対しては村としても毎戸訪問、督告書、回覧、誓約書と三年越しであらゆる便宜を計り円満の裡に解決いたすべく努力したのでありますがその成績がふるわず先にも申しました、村民福祉事業を進めることも出来ず、あらゆる金の支払も全てストップしている様な状態なので止むを得ず財産の差押えをすることになりました。もうギリギリの線です。差押えを決めた役場をコクムよりは今まで滞納したあなたの無責任さをうらんで下さい。

又差押えさされれば延滞金延滞加算金といつて多くの利子もとられることもあるかもしれませんから充分注意して下さい。

上北機械開墾地区入植者募集

一、入植対象地区
上北郡六ヶ所村、野辺地町、横浜村、甲地村

二、開[illegible]
開墾計画面積　四五九、[illegible]
附帯地　四八一、[illegible]
入植計画戸数　[illegible]
平均戸当耕地配分面積　[illegible]

三、募集戸数　五[illegible]

四、応募者の資格条件
(1)建設経営計画を正しく理解し、国、県の指示に従つて開拓に専念する熱意と能力を有する者
(2)開拓意欲が旺盛で協調性ある者
(3)年令が満二十才以上四十五才未満の者
(4)稼働力は夫婦を基本とした家族構成で一、八人以上あり且家族全員の健康状態が良好であること
(5)農業の経験年数は三年以上で、入植の際生計費として二十万円以上を調達携行できる者
(6)事務講習期間は単身で受講できる者
(7)開墾は農地開発機械公団に委託し機械によつて行う者。
(8)新制中学校以上の学力を有する者

五、願書の提出期日
昭和三十三年三月卅一日

私の声

小正月を廃止せよ

娘三人あれば何んとか―世の人々はいとも簡単にこの言葉をくり返すが一向に改まる様子は見受けられない。〝くらしを明るく運動〟が叫ばれてから久しくなりますが何一つとして実践されないのは誠に遺憾である。本当に自分の生活に対して鋭いメスを加えているであろうか。

一人の娘の結婚のため借金までして後に残つた家族の人達が一生苦労する様な事をしてはいないだろうか入つた金を無計画(多少心の予定もあるだろうが)に使い不足の分は他から借金するといつた事を何んともなく繰返されてはいないだろうか。

一例を正月にとるならば大正月、小正月、三としと三回も正月をやつて正月三日倒しとして嘆いているがどうして?と云う疑問がわいてこないのは何故か、云えかえれば毎日の生活に計画とプンベツを取入れると云うことを知らない様だ。

生活改善の問題は一朝一夕にして出来るものでないことは重々承知しているが努力を払わないところには向上も進歩もあり得ないことをも銘記すべきである。

地域社会に生活するお母さんたちは共通の悩みを共に話合い、それを一つ〳〵実行に移して行く様に心がけるべきではないでしょうか。

生活改善の問題は数多くあるが広すぎて消化不足になるおそれがあるので小正月廃止問題から取上げたらどんなものだろう。

貧乏をうらみ、貧困から抜け出すためにも婦人会、青年団等の一層の奮起を望んで止みません。（高松隆三）

アナタも差押えの身になって

当村では滞納処分を実施するために、その権限を代行する組合に加入したそうだが、そこで岡目八目的見方で村当局に要望したい。

差押え大いにやるべし!だが民主政治に於てはあくまで公僕として、この宝刀を用いてもらいたい。絶対の権威と衿持の上に再思三省の慎重さと、村民の納得と支持の下になすべきである。村政運営は税に財源をおいているのは国民感情としての常識である、にもかゝはらず滞納がある。その滞納している原因は大別すると本村の場合

一、天災、人災(病気と飢餓)等の原因から心ならずも滞納している人。

二、「税金は納めなくともいゝ」として選挙に臨んだ者の言を信じて滞納している者と、純然たる反対的意地で滞納している者(滞納していて村政に参畫している有力者もあるとか真偽不明)となると思う、勿論村当局も第二の悪質者に重点をおいての上と思うが、いわゆる海千山千の強者だから甚だ扱いにくい種類の人が多い事と思ふ。滞納整理組合に入るよりも寧ろそうした人々を選出して滞納整理に当らせることの方が―ひいては村民が政治の厳粛さ責任の重大さを身を以て知る事ができるだろうと思う。広報に差押をかけざるを得ない状態として滞納者個々の整理に当つた経過の大略を記し、個々の悪質の事情を略記して涙をふるつてやる旨を発表すべきである。人事を尽した上で駄目ならそりゃ遠慮なくやつたらいいでしょう。村民が絶対の信頼と支持を惜しむものではない。特に村政参畫の指導的地位の人で若し巷間伝わるが如き滞納の事実があるなら、この様な人こそモデルケースとして最初にやるべきである。

「役場の人はオッカナクテ行きにくい」とは一般善良な村民のいだく感であり、役場当局職員の心すべき今後である。親しみを持つてやさしく、かりそめにも権力の座においてなすが如き方法では、むしろ差押えはやるべきでない。岡目八目見るところ、当局職員はまだまだ人事を盡し切つて居ない。

滞納整理する上に於て宝刀を抜く前に、宝刀(差押え)以上の効果ある方法が幾らでもある筈だ。滞納整理の熱意は認める。技術と方法が今迄のところ聊か拙劣に見受けられる。差押方法の基盤は国民の信頼に対する血と涙のこもつた慈愛のものであることを夢々忘れてはいけない。之が政治である。

（岡目八目）

差押えについて

税務係から

【回答】徴税については役場職員の努力と研究がたりないと譏謗とお叱りの言葉を頂きましたが滞納者に対しては当方としても決して放任し、法律の制裁のみをもつて措置しようとは決して考えて居りません。

これは一昨年以来回覧、督告文書、広報紙及び職員の十数回に亘る足の督促により誓約書をもつて分納計画まで実施し足かけ三年の納入期間を与えて来たことでも重々御承知頂けることゝ思う。

又客観的に考えてこれ以上徴収の手をゆるめる事は正直な納税者の納税思想をいたずらに失墜せしめるおそれもあるので止むを得ず最後の強制手段をとる事になつたのであります。

又滞納整理組合に加入しても決して弱い者いじめに終らず実情を正しく判断して実施する考えでありますから御諒知下さい。

尚こうしたことについて大方の村民から貴重な御意見を賜る様お願いします。

贈与税のあらまし

一、贈与税申告書を提出しなければならない人
その年の一月一日から十二月三十一日迄の一年間に他の人から贈与を受けた財産の価格が十万円を超える人は贈与税の申告をしなければなりません

二、申告書の提出期限と提出先
申告書の提出期限は贈与のあつた年の翌年二月末日迄です。
申告書の提出先は、申告義務者の所在地を所轄する税務署です。

三、申告期限内に申告書を提出しないと、どんな不利益があるか
申告書を提出期限内に提出しないと、利子税を納めなければならず、又無申告加算税を課せられたり、年賦延納が認められなくなります。

四、課税財産及びその価額
(1)課税財産
贈与税の課税の対象となる財産は原則として一般の贈与や特定遺贈を受けた財産であります。
(2)価額(財産の評価方法)
贈与税が課税される個々の財産の価格、贈与を受けた日又は特定遺贈者の死亡の日における時価により評価することになつています。
尚税務署では、申告された財産の種別毎にそれぞれ種別的なものについての基準価額を定めておりますから評価方法について、税務署又は役場にお問い合せ下さい。

五、税金の納付
贈与のあつた年の翌年二月一日から二月末日までの間に、日本銀行、支店、代理店、郵便局又は税務署へ納めて下さい。

六、税金の年賦延納
贈与税は、一時に納付するのが原則、納税者の便宜のため税額が一万円をこえる場合で、かつ現金で一時に納めることがむづかしい時は、その納めることがむづかしい金額だけについて五年以内の年賦で、担保を提供して納める方法が認められています。

七、贈与税の速算表
贈与税の計算は左記の速算表を使用、使用方法は次のとおりです。
課税価格×税率－控除額＝贈与税額

課税価格	税率	控除額
200.000円以下	15%	—
200.000以上	20	10.000
500.000〃	25	35.000
1.000.000〃	30	85.000
2.000.000〃	35	185.000
4.000.000〃	40	385.000
7.000.000〃	45	735.000
10.000.000〃	50	1235.000
15.000.000〃	55	1985.000
20.000.000〃	60	2985.000
30.000.000〃	70	5985.000

畜産管理

石灰わらの作り方と与え方

家畜は水分の極めて少い稲わら、野乾草雑穀の稈類等の飼料を長く続けると、家畜の健康を害して思わぬ失敗を招きます。そこで、これらの稲わらを栄養的に、うまく利用するのが、石灰わらの処理方法です。石灰わらの作り方消石灰一ー一、二瓩水約五升稲わら一〇瓩をよく混ぜて二日位放置しておきます。その後水洗いしたものを家畜に与えるのですが、非常に消化率が高く普通その[illegible]まで与えたものよりも二ー三倍の栄養価値があります。これにはカルシュウム、蛋白質にも富んでいるがビタミンはありません。二日間放置する代りに二時間位煮沸し、水洗をして家畜に与えても同じ効果があります。使用する消石灰は製造後大分経過して風化したものは効果が極めて少くなります。石灰わらの処理方法は野干草にも応用して非常に効果があります。石灰わらの洗方が不充分なものは家畜の消化器を害する事がありますから、充分水洗し、できうれば乾燥したものを与えると理想的です(以下次号)